

(7)入居予定の場合((1)～(6)の書類のほかに以下の書類が必要になります)

注意事項

- ・家屋証明を取得される時点で申請者が新居に入居できない(後日入居予定)の場合は、事前にお電話か窓口にてご相談ください。
- ・未入居の期間は通常、住居の移転に要する1～2週間程度を想定します。
- ・証明書発行後、虚偽の申請により証明書を受けたことが判明した場合には、当該証明書が登録免許税の軽減に該当しない物件について発行したものである旨、所轄の登記所に通知することとなります。

※下記はあくまで例ですので、入居が登記の後になる場合は申請前に一度ご相談ください。

必要書類	原本・写しの別	提示・提出の別	備考
住民票	どちらでも可	提出	転入手続き前の現住所のもの
申立書	原本	提出	入居できない理由等を記入
現住家屋の処分方法を示す書類 (下記1参照)	どちらでも可	提出	確認書類のうち、現住家屋の所在地の表示が住民票の住居表示と異なる場合は、追加書類を求める場合あり…※ ¹
申立て内容を疎明する書類 (下記2参照)	どちらでも可	提出	

1 現住家屋(証明申請時に居住している家屋)の処分方法を示す書類(例)

・現住の家屋が「賃貸」「社宅」「公宅」等の場合

「賃貸契約書」、「社宅(公宅)決定通知」、「給料明細(家賃天引がわかるもの)」、「登記事項証明書」等 (いずれか1つ)

・現住の家屋(持家)を売却する場合

「売買契約書」、「不動産仲介業者等との媒介契約書(契約期間内のもの)」等 (いずれか1つ)

・現住の家屋(持家)を賃貸する場合

「賃貸契約書」、「不動産仲介業者等との媒介契約書(契約期間内のもの)」等 (いずれか1つ)

・現住の家屋(持家)に親族等が住む場合

「親族等からの申立書」

※¹ 登記事項証明書や売買契約書等のように、所在地が地番で表記されていて、住民票の住居表示と異なる場合は、同一建物かの判断ができないため、同一建物であることが確認できる書類を求めることがあります。

2 申立て内容を疎明する書類(例)

・引越しの契約の関係で入居が間に合わない場合

「引越しの見積書・契約書」など引越日が確認できるもの

※引越し先の所在地が住居表示となっている場合、同一物件であることが確認できる書類を求めることがあります。

・抵当権設定登記を急ぐため入居が間に合わない場合

「抵当権設定契約証書」、「金銭消費貸借契約書」等 (いずれか1つ)

・リフォーム工事を行うため、登記までに入居ができない場合

「工事契約書」等

※工事物件の所在地が住居表示となっている場合、同一物件であることが確認できる書類を求めることがあります。

・申請者が単身赴任で入居することができない場合

「申請者本人以外の世帯全員の住民票(新居に住所を移した後のもの)」及び「戸籍謄本」

※「単身赴任者」とは…配偶者又は扶養親族がいる人であって、単身で居住しているものをいいます。

・申請者本人は入居が可能だが、子どもの就学の関係のため、登記までに入居ができない場合

「申請者及び未入居の原因となる子どもの住民票」

※子どもが高校生・高専生の場合は「在学証明書」か「生徒手帳の写し」も提出